

ものづくり工房 定期使用者募集要項

旧浜脇中学校の学び舎を活用した「別府市ものづくり支援等複合施設（以下「複合施設」という。）」内の「ものづくり工房」では、ものづくりの作業場として旧教室等の貸出しをおこないます。ものづくり工房は、竹工芸等ものづくり産業の高付加価値化を担う人材の育成を目的とした施設です。

1 施設の概要

施設名 ものづくり工房

所在地 別府市大字浜脇 1208 番地（旧浜脇中学校 管理教室棟内）

【車】 JR 別府駅から 10 分

【徒歩】 JR 東別府駅から 10 分

【バス】 JR 別府駅東口⇒内成棚田線「河内」下車⇒徒歩約 3 分

レイアウト等 別添図面を参照のこと

2 募集内容

使用期間：2026 年 10 月 1 日（木）～2027 年 3 月 31 日（水）6 か月間

募集部屋数：4 部屋

概要及び使用料金等：

区分	部屋名	広さ	月額使用料（※）
2 階	工房①（旧調理室）	121.5 m ² (13.5m×9.0m)	17,600 円
	工房②③④（旧教室）	63.0 m ² (9.0m×7.0m)	11,000 円

※上記金額には、光熱水費（電気・ガス・水道）、共有スペースの使用及び消耗品を含みます。但し、2027 年 4 月以降、使用料の見直しを行うことがあります。

その他：

- ・全部屋に空調を設置しています。
- ・使用時間は、原則 8 時～22 時です。複合施設内のものづくり工房以外の施設は、毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は、その日以降の直近の祝日でない日）が休館日です。
- ・2027 年 4 月 1 日（木）以降の定期使用については、1 年を使用単位とし、改めて募集を行う予定です。なお、使用者の選定にあたっては、2026 年度から引き続き使用を希望する者を優先する予定です。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす個人または団体とします。

- ・工房において竹工芸等ものづくりに係る事業を行う者

- ・工房の使用において、複合施設の管理運営及び近隣住民の生活等に支障を生じる恐れがない者
- ・他の入居者や地域住民等との交流を積極的に図ることのできる者
- ・ものづくりの高付加価値化を通じて地域の活性化や地域課題の解決に貢献する意思がある者

4 使用条件

使用にあたっては、ものづくり工房利用規約及び下記事項を遵守してください。

- ・竹工芸等ものづくりを行う場として継続的な使用を行うこと。
- ・1部屋を複数名で使用する場合には、全ての使用者が上記の応募資格を満たし、かつ使用条件を遵守すること。また、使用者を代表する者1名が市への使用許可申請及び使用料の納付を行うとともに、全ての使用者情報を市に届け出ること。
- ・他の施設利用者や近隣住民等に迷惑をかけず、生活等に支障を及ぼさないこと。
- ・工房の使用において生じたごみは、使用者が持ち帰ること。
- ・工房内の共用スペースは、使用者同士が互いに配慮の上で共同で管理すること。
- ・視察や見学等に積極的に協力すること。
- ・市の要請等に応じ、複合施設や地域の活動にボランティアで参加すること。
- ・市が定期的実施するミーティングに必ず出席すること。
- ・自身が許可を受けて使用する部屋に来訪者がある際は、事前に市に報告すること。
- ・使用の終了時には原則として原状回復すること。
- ・市が貸与する物品は紛失等のないよう厳重に管理すること。
- ・複合施設の施設、設備及び備品等を汚損、損傷、または滅失した場合には、直ちに市に報告し、相当額を賠償すること。
- ・工房内で使用・保管する私物については自己の責任において管理すること（※）。
※私物の盗難や毀損等について、市は一切の責任を負いません。

5 使用許可の取消し等

以下の場合には使用許可を取り消し、工房からの退去を命じます。

- ・使用料を滞納したとき
- ・申込内容に偽りがあったとき
- ・この要項に規定する使用条件等に違反したとき
- ・公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあるとき
- ・その他、工房の使用が不相当と認められるとき

6 応募方法

応募受付期間：2026年5月18日（月）～6月15日（月）必着

応募方法：ものづくり工房定期使用申込書に本人確認書類の写しを添え、9のお申込み先に持参、郵送または Email で提出してください。

その他：応募に際しては、施設見学会に参加する等工房及び複合施設の状況を十分にご理解ください。

7 審査方法

審査方法：書類審査（1次審査）及び面接（2次審査）

2次審査：2026年7月1日（水）を予定

※1次審査の結果は、6月25日（木）までに通知します。

結果通知：2026年8月10日（月）を予定

審査基準：応募資格を全て満たし、かつ継続的な使用が見込めること

※応募多数の場合は、以下の優先事項に照らし合わせて選考します。

- ・竹工芸に携わること
- ・他の模範となる技術や知識を身に付けており、指導ができること
- ・地域や市への協力が見込めること
- ・異業種間の交流が期待できること

使用手続：使用者の決定後は、速やかに使用許可申請等の手続きをお願いします。

8 施設見学会

施設の見学会を以下のとおり実施します。

日 時：2026年5月18日（月）10:00～11:00

5月23日（土）10:00～11:00

申込み：下記あてに電話または Email で各前日までにお申し込みください。

9 お申込み・お問合せ先

別府市産業政策課 竹産業・ものづくりイノベーション係

住 所：〒874-8511 大分県別府市上野口町 1-15

電 話：0977-21-1132

メール：takezaiku@city.beppu.lg.jp